

富山県地域医療再生修学資金の手引

【前期コース】

令和8年3月作成

〒930-8501
富山市新総曲輪1番7号
富山県厚生部 医務課 医師・看護職員確保対策係
TEL 076-444-3218 FAX 076-444-3495

1 修学資金の貸与期間中について

- (1) 学業成績証明書の提出について（規則第16条）
修学資金貸与中は、在学証明書（大学の定めるもの）を毎年4月15日までに提出（厳守）してください。
- (2) 貸与取消しについて（条例第6条第1項）
次の場合は貸与取消しとなります。
 - ア 辞退したとき（規則第8条に基づく辞退届（様式第7号）の提出を行ったとき）
 - イ 退学したとき
 - ウ 学業成績が著しく不良となったと認められるとき（2回目の留年が決定した場合等）
 - エ 心身の故障のため修学の見込みが無くなったと認められるとき又は死亡したとき
 - オ その他修学資金を貸与することが適当でないと認められるとき
- (3) 貸与停止について（条例第6条第2項及び規則第17条）
停学、休学、留年等の場合、相当期間貸与が停止されます。
- (4) 借用証書の提出について（規則第7条）
貸与期間が終了又は貸与取消しとなった時点で、直ちに連帯保証人2名（誓約書と同じ方）の実印を押印した借用証書（様式第6号、印鑑証明書添付）を提出してください。

2 修学資金の返還について

- (1) 次の場合は、貸与された修学資金に所定の利率（5%）を乗じて得た額を返還していただきます。（条例第7条）
 - ア 貸与を取り消されたとき
 - イ 大学を卒業した日から2年以内に医師免許を取得できなかったとき
卒業する年の国家試験に不合格となり、翌年の国家試験にも不合格となった場合、返還となります。
 - ウ 医師免許を取得した後、直ちに、県内の基幹型臨床研修病院のプログラムに基づく臨床研修に参加しなかったとき
臨床研修期間が2年をこえたとき
 - エ 免許取得の後、医師法の規定による臨床研修を終え、直ちに公的病院等の医師にならなかったとき
- (7) ここでいう公的病院等の医師とは、富山県内において以下のいずれかに該当する者が開設する病院又は診療所をいいます。（条例第7条、規則第2条）
 - a 公的病院
 - (a) 医療法第7条の2第1項第1号、第3号又は第8号に掲げる者
 - (b) 医療法施行令第4条の6第1項に定める独立行政法人
 - (c) 国立大学法人法第2条第1項に規定する国立大学法人（県内に主たる事務所の所在地を有する者に限る。）

具体的には、概ね以下の病院又は診療所が該当します。

（病院）

県及び県内の市町が開設する病院、富山赤十字病院、済生会富山病院、済生会高岡病院、厚生連滑川病院、厚生連高岡病院、富山労災病院、富山大学附属病院、国立病院機構富山病院、地域医療機能推進機構高岡ふしき病院、国立病院機構北陸病院、公立学校共済組合北陸中央病院、富山西総合病院

(診療所)

公立のへき地診療所 等

- b 富山県内の分娩を取り扱う病院又は診療所
- c 富山県内の臨床研修病院（基幹型）

具体的には、令和8年4月現在、以下の12病院が該当します。

黒部市民病院、富山県立中央病院、富山市立富山市民病院、富山大学附属病院、
富山赤十字病院、済生会富山病院、高岡市民病院、済生会高岡病院、
厚生連高岡病院、金沢医科大学氷見市民病院、市立砺波総合病院、南砺市民病院

- (4) 臨床研修終了後の月から就業開始月までの間に、無職の状態である月が1月以上ある場合、返還となります。

オ 県内で公的病院等の医師として業務に従事しなくなったとき

公的病院等の医師でなくなった場合は返還となります。

また、県内の公的病院等に就業後、勤務先を変更する場合についても、前の勤務先を退職した月から新しい勤務先（公的病院等）に就職する月までの間に、無職の状態である月が1月以上ある場合、返還となります。

(2) 返還の期間、方法は次のとおりです。（規則第9条及び第18条）

- ・返還期間：返還理由が発生した日（退学、県外就職、退職等）から起算して、貸与を受けた期間の2分の1に相当する期間内に返還
- ・返還方法：半年賦又は年賦の均等払、もしくは直ちに一括払

3 修学資金の返還猶予について

(1) 返還猶予となる場合について（条例第8条）

次の場合に修学資金の返還が猶予されます。

ア 修学資金の貸与期間が満了したとき。大学を卒業するまでの期間

イ 大学を卒業後、医師免許を取得するまでの期間（ただし、2年を限度とする。）

ウ 医師免許を取得した後、引き続き臨床研修を行う場合、その臨床研修期間（ただし、2年を限度とする。）

エ 県内の公的病院等の医師として診療に従事している期間

オ 知事が認める研修の期間

カ 災害、病気その他やむを得ない事情により、返還が困難であると認められるとき（その理由が継続する間に限る。ただし、2年を限度とする。）

(2) 返還猶予の手続について（規則第10条及び第18条）

ア 貸与期間の終了後、大学を卒業するまでの期間について、次の書類を提出してください。

- ・返還猶予申請書（様式第8号）
- ・在学証明書

イ 大学を卒業後、医師免許を取得するまでの期間（卒業後2年以内）について、次の書類を提出してください。

- ・返還猶予申請書（様式第8号）（卒業後から免許取得までの期間の猶予を申請するもの）
- ・卒業証明書

ウ 医師免許を取得後、病院での臨床研修を行っている期間について、次の書類を提出してください。

- ・返還猶予申請書（様式第8号）（免許取得の月から1年間の猶予を申請するもの）
 - ・現に研修を行っている病院の証明書
 - ・医師免許証の写し又は登録済証明書
 - ・卒業証明書（イで提出済の際は必要ありません。）
- エ 返還免除が成立するまでの間は、毎年度初めに、次の書類を提出してください。
- ・返還猶予申請書（様式第8号）（新たに1年間の猶予を申請するもの）
 - ・現に研修を行っている病院の証明書若しくは勤務している病院等の就業証明書

4 修学資金の返還免除及び一部免除について

- (1) 修学資金の返還免除（全額免除）について（条例第9条第1項、第2項）

次の場合に修学資金の返還が全額免除されます。

ア 医師免許を取得し、臨床研修の修了後、直ちに県内の公的病院等の医師として、貸与を受けた期間の2倍に相当する期間在職したとき

イ 職務に起因する心身の故障により免職されたとき、または死亡したとき

- (2) 修学資金返還の一部免除について（条例第9条第3項）

・修学資金を返還することになった場合でも、県内の公的病院等の医師として3年以上勤務した場合は、その在職月数に応じて返還額の一部が免除されます。

・ただし、3年未満の期間しか勤務していなかった場合は、全額返還となります。

- (3) 免除の申請手続について（規則第11条）

返還免除が成立した場合、次の書類を提出してください。

- ・修学資金返還免除申請書（様式第9号）
- ・就業証明書（所属機関長による証明のあるもの）

5 その他の届出について（規則第17条）

- (1) 停学、休学、留年、退学等の場合は、直ちに連絡してください。
- (2) 勤務先を変更、退職等する場合は、直ちに連絡してください。
- (3) 本人及び保証人の住所、氏名等を変更した場合は、直ちに連絡してください。

（本人の住所等を変更した場合は、別添変更届を提出してください。）

6 修学資金の支払計画について

本年度分の支払計画については、次のように予定しています

月	金額	内訳	支払時期
4月 ~ 9月分	300,000 円	@ 50,000 円 × 6ヶ月	7月
10月 ~ 12月分	150,000 円	@ 50,000 円 × 3ヶ月	10月
1月 ~ 3月分	150,000 円	@ 50,000 円 × 3ヶ月	1月
入学時加算額(該当者のみ)	300,000 円	@ 300,000 円 × 1ヶ月	9月

次年度以降の支払計画については、次のように予定しています。

4月	～	6月分	150,000 円	@	50,000 円	×	3 ヶ月	5月
7月	～	9月分	150,000 円	@	50,000 円	×	3 ヶ月	7月
10月	～	12月分	150,000 円	@	50,000 円	×	3 ヶ月	10月
1月	～	3月分	150,000 円	@	50,000 円	×	3 ヶ月	1月

* 支払計画はおおよその目安ですので、前後する場合があります。

7 その他

この「手引」の記載に関わらず、関係条例及び規則の改正等によって、要件等が変更される場合がありますので、ご了承願います。

その場合には、その都度、文書等によりお知らせします。